

あけましておめでとうございます

本年もよろしくお願いたします

2022年も新型コロナウイルス感染拡大の影響により、組合の取り組みは中止や縮小を余儀なくされましたが、「見舞金支給」や「スイーツの会」などの取り組みは執行委員会で感染対策などについて協議を重ね開催することができました。組合員の皆さま、取り組みへのご支援、ご協力ありがとうございました。

2023年も労働条件の改善に向けた思いをひとつにし、さまざまな活動に取り組みましょう！！

12月21日、病院長交渉を申し入れました

組合は、働きやすい職場を実現するために病院長交渉を行なっています。12月21日、前年度からの継続交渉事項である増員、手当創設をはじめとする待遇改善項目に1項目(下線部分)を追加し交渉を申し入れました。

組合員が望む一番の要求は増員です。患者さんに安全、安心な医療を提供するためには教職員が働きやすく満足度の高い職場環境を整えることが必要です。交渉では、組合員から届く現場の声を病院長に伝え要求項目の実現をめざします。どんな些細なことでも結構です。皆さまの声を組合事務所へお届けください。

病院長交渉要求項目

1. 安全・安心な医療を提供し、働きやすく満足度が高い職場環境を実現するために看護師、コメディカルを計画的に増員すること
 - 1) 計画的に年次有給休暇が取得しやすい環境を整えること
 - 2) 勤務時間を適正に把握し、常態化している時間外労働の原因を追及し縮減を図ること
 - 3) 産前産後休暇・育児休業・病気休暇・時短勤務を取得する職員の代替要員を十分に確保し、周りの職員に対するサポート体制を充実すること
2. 手当の創設・見直しを行なうこと
 - 1) 栄養管理部に所属する調理師及び臨時用務員を医療職員等特別手当の対象とし、2022年2月に遡求し支給すること
 - 2) ロング日勤を命じられた職員に対する手当の創設
 - 3) 特定行為を行なう医療職員に対する手当の創設
 - 4) 12月29日から1月3日の期間中に勤務を命じられた職員に対する手当の創設
 - 5) 待機手当の増額
3. 医療技術部の組織改組に伴い主任枠を増やすこと

退職する日までの年次有給休暇5日取得だけでなく、残日数の完全消化を！！

労働基準法に基づき、2019年より使用者（大学）は年10日以上の子休が付与される職員に対し最低5日の年休を取得させることが義務付けられています。（以下5日ルール）熊本大学正規職員の5日ルール適用期間は1月1日から12月31日です。（新規採用者や有期雇用職員は採用日、年休付与日によって基準日が異なります）

付与日数は、前年度の繰越日数に新たに20日を加え40日となる方がほとんどでしょう。5日ルールは年の途中で退職される方も対象となり、使用者（大学）は退職者に対して退職日までに最低5日の年休を取得させなければなりません。希望できずに40日を完全消化できないまま退職しているのが現状です。

年休取得は労働者の権利です。就業規則に定められている年20日と翌年への繰越日数を減らすために希望する日に日頃から計画的に年休取得できるような職場環境をつくりましょう！！

3月末に退職を迎えられる方は、ご連絡ください！

組合では退職される方に加入歴に応じて、退職記念品をお渡ししています。また、3月開催予定の「転・退職者を囲む夕べ」にご招待いたします。記念品・招待状の準備の都合上、2022年度末をもって退職される方は、組合事務所までお早めにお知らせください。

